千代田区建築物環境計画書制度(素案)パブリックコメントでのご意見と区の考え方

番号	意見者	意見要旨	区の考え方
1	事業者		本計画書制度において評価分野のひとつに「ヒートアイランド現象の緩和」を掲げています。その施策として高反射率塗装や屋上緑化を例示しています。なお、外壁等の断熱性 能の評価については省エネ法第73条(建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項)の規定によるものと考えています。
2	事業者	計画書制度(素案)の「6. 建築物環境配慮イメージ」の「重点対策項目、追加指導項目」において環境配慮イメージを構成する機器等の紹介がされております。その中には太陽エネルギーをより効率的に利用できる「太陽熱利用機器」が紹介されておりません。太陽熱利用機器を追加していただきたくお願いいたします。	
3	事業者	1. 「空調機:冷房効率COP1.25 以上」(省エネ法対策項目)を「冷暖房平均効率1.25 以上」に修正をお願いいたします。 (素案)では「冷房効率COP 1.25 以上」となっておりますが、省エネ法の基準に合わせ、 「冷暖房平均効率1.25 以上」に修正をお願いいたします。 2. 「ノンフロン空調機」の記載の削除をお願いいたします。 クロロフルオロカーボン(CFC)は1996 年に生産が中止されており、新たに空調機への採用はないことから、あえて「ノンフロン空調機」との記載は不要と考えます。	1. について 「冷房効率COP1.25以上」を「冷暖房平均COP1.25以上」に修正いたします。 2. について 本計画書制度において評価分野のひとつに「資源の適正利用・オゾン層の保護」を掲げています。空調機器の冷媒は、オゾン層を破壊するCFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン) からオゾン層を破壊しないHFC(ハイドロフルオロカーボン) が使われるようになっています。しかし、いずれのフロンも地球温暖化を強く促進する物質であり、断熱材も含めノンフロン化を推進する目的から「ノンフロン空調機」を例示しております。

【参考:パブリックコメント以外】 関係事業者への建築物環境計画書制度(素案)説明会等での主なご意見と区の考え方

番号	意見者	意見要旨	区の考え方
1		か。	本制度の環境配慮の取り組みに対して、各種の助成制度を設けており、本年度より新たに本制度の重点対策項目としている外壁、窓等の断熱対策について、助成を開始しています。 また、提出された計画書に基づき、取り組みの概要をホームページ等で公表することを 考えています。
2	事業者	環境計画書の届出は義務ですか。	届出は義務と考えています。
3	事業者		提出書類は一部省エネ計画書を準用するなど極力簡素化を図ります。提出時期は省エネ法に基づく届出と同時期(着エ21日前まで)としています。また、本制度は建築基準法の関係規定ではありません。